

新たな自動車リサイクルシステムの実施に向けて

1 . 法律制定の経緯

2001年 9月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループにおいて第二次報告書取りまとめ、その後も制度の詳細について検討。

2002年

- 4月12日 産業構造審議会における第二次報告書の内容等を踏まえた形で「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」閣議決定
- 6月11日 同法案が衆議院本会議で可決
- 7月5日 同法案が参議院本会議で可決・成立
- 7月12日 官報にて公布

2 . 法律施行スケジュール

シュレッダーダスト等のリサイクルプラントの整備、資金管理・情報管理システムの構築等に十分な時間を要するため、法案は以下のとおり段階的に施行。

第一段階：公布（2002年7月12日）後6月以内で政令で定める日
総則関係、指定法人の指定・監督規定等

第二段階：公布後2年以内で政令で定める日
解体業者・破砕業者の許可、自動車製造業者等の認定をはじめとした再資源化の実施のための準備行為等

第三段階：公布後2年6月以内で政令で定める日（本格施行）
使用済自動車の引取・引渡義務、再資源化等義務、リサイクル料金の預託等

なお、フロン類回収破壊法のカーエアコン部分については、先行して本年10月1日から施行。

3 . 今後の検討体制・スケジュール

9月以降、法律を含めた自動車リサイクル制度の詳細を引き続き自動車リサイクルワーキンググループで審議する予定。この際、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループと中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会との合同開催を行う方向で検討する。